

## 第七節 拒絶理由通知に対する応答について

### I 拒絶理由の通知（商15の2）

当該出願について拒絶すべき旨の理由があるときは、出願人に対して拒絶の理由が通知されます。これに対して意見があるときは、出願人は指定された期間内に意見書を提出することができます。

### II 意見書の様式

意見書は、次の様式により作成します。

商施規様式第11の3（第9条の5関係）

【書類名】	意見書
（【提出日】	令和 年 月 日）
【あて先】	特許庁審査官 殿 （特許庁審判長殿）
【事件の表示】	
【出願番号】	
【商標登録出願人】	
（【識別番号】）	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
（【代表者】）	←
【代理人】	
【識別番号】	
【住所又は居所】	
【氏名又は名称】	
【発送番号】	
【意見の内容】	
【証拠方法】	
【提出物件の目録】	

代理人手続の場合、商標登録出願人が法人であるときは、  
【代表者】の欄は不要です。

〔備考〕

- 1 「【あて先】」は、特許庁審査官による命令の場合はその命令を発した特許庁審査官、特許庁審判長による命令の場合はその命令を発した特許庁審判長とする。
- 2 「【事件の表示】」の欄は、次の要領で記載する。
  - イ 「【出願番号】」には、「商願〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」、「国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」又は「〇〇〇〇年〇〇月〇〇日に事後指定が記録された国際登録第〇〇〇〇〇〇〇号」のように記載する。
  - ロ 書換登録申請については、「【出願番号】」を「【申請番号】」とし、「書換〇〇〇〇－〇〇〇〇〇〇」のように書換登録申請の番号を記載する。

ハ 審判に係属中のものについては、「【事件の表示】」の欄に「【審判番号】」の欄を設け、「不服〇〇〇〇－〇〇〇〇〇」のように審判の番号を記載し、かつ、「【出願番号】」の欄に出願の番号（書換登録申請に対する審判にあつては、「【申請番号】」の欄に申請の番号）を記載する。

3 審判に係属中は、「【商標登録出願人】」を「【審判請求人】」とし、書換申請については、「【書換登録申請者】」と記載する。

4 「【発送番号】」の欄には、拒絶理由通知書等に記載された発送の番号を記載する。拒絶理由通知書が二通送付された場合には、いずれか一つの番号を記載する。

5 その他は、様式第2の備考1から4まで、20から22まで、26、29から31まで及び40から44まで並びに様式第10の備考2、4及び5と同様とする。

### Ⅲ 指定期間の延長

#### 1. 拒絶理由通知に対する期間延長

拒絶理由通知の応答期間内に対応できない場合には、以下のとおり応答期間の延長が認められます。なお、請求のための合理的な理由は不要です。

##### (1) 指定期間内に行う期間延長請求

- ・ 手続すべき者が国内居住者及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で1月の期間延長が認められます。
- ・ 提出できる期間延長請求書は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。
- ・ 指定期間内に行う期間の延長請求をするときは、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の1月の延長を求める。」のように記載します。
- ・ 手数料は2,100円です。

##### (2) 指定期間経過後（指定期間に2月を加えた期間内）に行う期間延長請求

- ・ 手続すべき者が国内居住者及び在外者である場合のいずれも、1通の請求で2月の期間延長が認められます。
- ・ 提出できる期間延長請求書（期間徒過）は、国内居住者及び在外者ともに1通のみです。
- ・ 指定期間経過後に期間の延長請求をするときは、「【書類名】」を「期間延長請求書（期間徒過）」とし、「【請求の内容】」の欄には、「指定期間の2月の延長を求める。」のように記載します。
- ・ 手数料は4,200円です。

また、指定期間内の延長請求（1月）と期間経過後の延長請求（2月）の併用も認められます。したがって、最長で、当初指定期間に3月を加えた期間の延長が可能です。

ただし、当初の応答期間内又は応答期間内に延長請求した場合の延長された応答期間内に意見書を提出したときは、応答期間経過後の延長請求はできません。